

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



里山の下草刈り

倉吉市立北谷小学校

6月16日(水)に、倉吉市立北谷小学校の5・6年生28人が、学校近くの山林で、クヌギの下草刈り体験学習を行いました。このクヌギは、私有地を借りて平成9年に、当時の4・5・6年生の手によって植えられたもので、下草刈り作業は今年で8回目となります。

子どもたちは、長ズボン・長袖に帽子、長靴、首にはタオルをさげ、軍手をした手にかまを持って作業開始。6年生は去年も体験しているのでかまを持った経験はありますが、5年生の中には初めてかまを持つ子が何人もいました。

作業は一斉に行われ、子どもたちはクヌギの下の草を中心に、慣れない手つきで一生懸命に草を刈っていました。クヌギは20年かけて成木になるということで、子どもたちが成人を迎える頃がちょうどその時期に当たります。

北谷小学校では、「緑の少年団」を結成し、これまで砂漠の緑化など地球規模での活動をしてきました。この里山の草刈りも、森林が水や空気を育み、そして海の魚をも育てるのだということを意識しながら活動を続けています。

主な内容

国民健康保険制度の概要.....	2~3
部落解放月間.....	4
倉吉打吹まつり参加者・出店者募集.....	5
市議会6月定例会報告.....	6
遙かな町へ/部落解放シリーズ.....	7
松戸市民劇団・市民影絵劇団みく合同公演 「梨の懸け橋」.....	8
上灘少年野球クラブ全国大会出場!.....	9
地域資源の活用/文化団体紹介.....	10
インフォメーション.....	11~14
どうぞ・どうぞ/きてみてね/地区の話題.....	15
健康ファイル.....	16

2004 7・1

国民健康保険は私たちの健康な暮らしを守ります

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して治療が受けられるように保険料を出し合い医療費にあてる「助け合い」の制度です。
 他の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。
 保険料は、この制度を維持する大切な財源です。

昨年度の 国保特別会計 決算状況

平成十五年度の国保特別会計の決算状況は、歳入四十三億五千六百三十九万三千円、歳出三十九億五千四百四十二万二千円です。

主なものは、歳入では国民健康保険料十二億九千七百四十二万二千円、国庫支出金十五億五千四百三十三万三千円です。

歳出では、保険給付費二十四億七千八十七万五千円、老人保健拠出金十億九千七百七十九万七千円、介護納付金一億八千四百六十三万三千円です。

一人当たりの
医療費は
三十七万五千円

平成十五年度の医療費の総額は、およそ七十一億九千四百百万円です。一人当た

りの医療費は、全体では三十七万八千円です。
 被保険者別では、一般被保険者十五万九千円、老人被保険者五十二万六千円、退職被保険者二十四万五千円です。

今年度の
保険料の料率は

保険料は、
所得割

国保特別会計の決算状況

歳入		(単位：千円)		
科 目	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
保 険 料	1,411,988	1,297,421	91.9%	
国 庫 支 出 金	1,573,070	1,550,143	98.5%	
療養給付費交付金	514,501	639,574	124.3%	
繰 入 金	245,616	282,648	115.1%	
前年度繰越金	329,621	467,811	141.9%	
そ の 他	68,312	118,796	173.9%	
計	4,143,108	4,356,393	105.1%	

歳出		(単位：千円)		
科 目	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
総 務 費	82,287	70,520	85.7%	
保 険 給 付 費	2,118,406	2,470,875	116.6%	前年は (11カ月)
老人保健拠出金	1,262,809	1,097,797	86.9%	
介 護 納 付 金	165,838	184,603	111.3%	
保 健 事 業 費	19,235	42,871	222.9%	
そ の 他	26,722	87,746	328.4%	
計	3,675,297	3,954,412	107.6%	

歳入 43億5,639万3千円－歳出 39億5,441万2千円
 = 差引繰越額 4億198万1千円

平成16年度 国民健康保険料 納付期限及び口座振替日		
	納 付 期 限	口座振替日
1期	平成16年 8月 2日	平成16年 7月26日
2期	平成16年 8月31日	平成16年 8月25日
3期	平成16年 9月30日	平成16年 9月27日
4期	平成16年11月 1日	平成16年10月25日
5期	平成16年11月30日	平成16年11月25日
6期	平成16年12月28日	平成16年12月27日
7期	平成17年 1月31日	平成17年 1月25日
8期	平成17年 2月28日	平成17年 2月25日

資産割
均等割
平等割

の四つを加えて算出します。

所得割は、被保険者の前年の所得、資産割は固定資産税（都市計画税は関係ありません）均等割は、世帯に含まれる被保険者の人数、平等割は、一世帯いくらかというように、それぞれの金額・人数に、料率を乗じて年額を算出します。

医療保険分

所得割〓六・五%

資産割〓二四・〇%

均等割〓二万五千八百円

平等割〓二万四千二百円

賦課限度額〓五十三万円

介護保険分

所得割〓〇・九二%

資産割〓六・九%

均等割〓七千円

平等割〓三千百円

賦課限度額〓八万円

四十歳以上六十五歳未満

の人は、医療保険分に併せて介護保険分を納めていただきます。

保険料の軽減

世帯の前年所得の合計額に応じて均等割額と平等割額が七割、五割、又は二割減額される場合があります。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、保険証を返還して、（保険証の代わりに『資格証明書』を交付します。）医療費をいったん全額負担しなければならなくなったり、有効期間の短い保険証の交付により、更新のため市役所に出向かなければならなくなるなど、厳しい措置を講じなければならなくなりました。

国民健康保険は、助け合いで成り立っています。病院に行かないからといって届け出を怠ったり、また保険料を納付しなかったりすると、他の人に迷惑が掛かりますし、結局は自分に都合な状況になります。届け出や納付はきちんと行いましょう。

国民健康保険についての問い合わせ先は市民課国保係（☎228124）

退職者医療制度

会社などを退職し、年金を受けようになつた人と、その扶養家族の人は「退職者医療制度」で医療を受けていただくこととなります。

対象となる人

国保に加入している人

老人保健制度（老人医療）の適用を受けていない人

共済年金や厚生年金の老齢（退職）年金を受けている人で、年金の加入期間が二十年以上、または四十歳以降に十年以上ある人

届出に必要なもの

年金証書（加入期間・受給権発生年月が記載されているもの）

国保の被保険者証

こんなときは14日以内に届け出をしましょう

国保に加入するとき

（必要な物）

転入したとき

（元の市町村の転出証明書）

会社等の健康保険をやめたとき

（会社等の退職証明書）

子供が生まれたとき

（印鑑・保険証・母子健康手帳）

国保を脱退するとき

（必要な物）

転出するとき

（保険証）

会社等の健康保険に加入したとき

（国保と健保の保険証）

死亡したとき

（印鑑・保険証・死亡診断書）

その他

保険証を紛失したとき

（本人であることを証明するもの）

住所・世帯主・氏名などが変わったとき

（印鑑・保険証）

就学などで子供が他の市町村に住むとき

（保険証・在学証明書など）

加入の届け出が遅れると...

加入資格を得た月（届け出をしたときではありません）にさかのぼって保険料を納めることとなります。

脱退の届け出が遅れると...

資格がなくなった後も保険料を二重に納めることとなります。

「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月末までになっています。

負担割合を前年の所得で判定しなおして、有効期限を更新した高齢受給者証を7月下旬に郵送いたします。

「老人医療受給者証」をお持ちの方へ

老人医療受給者証には有効期限はありませんが、前年所得で負担割合を変更するため、毎年この時期に判定しなおします。

負担割合が変更になる方のみ変更後の受給者証を7月下旬に郵送いたします。